

諮問庁：国立大学法人岡山大学

諮問日：平成27年12月24日（平成27年（独情）諮問第66号）

答申日：平成28年8月3日（平成28年度（独情）答申第25号）

事件名：教員による停職処分停止仮処分申立に対する裁判所の決定に係る法人
文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書20-13（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が、「陳述書添付資料の送付について（通知）」を対象として改めて開示決定等をすべきであり、「始末書」につき、その存否を明らかにしないで開示決定を拒否すべきであるとしていることについては、「陳述書添付資料の送付について（通知）」に加えて「上申書」を対象として改めて開示決定等をすべきであり、また、本件対象文書につき、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年9月1日付け岡大総総第69号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

原処分を取り消し、請求どおりの文書を特定し開示せよ。

ア 開示文書分類①の開示文書によれば処分に伴い「始末書」を被処分者に提出させるよう規定されている。この「始末書」が特定されていない。請求項目に該当する文書であり、少なくとも特定しその上で開示・不開示の判断をすべきである。最低限日付は開示対象である。

イ 開示文書分類②文書番号5で2名の教授（同文書中で教授1，教授2と記載されている）の「ハラスメント事実」が列記公表されてい

る。よって岡大総総第69号関連の開示対象にこの部分の「ハラスメント事実」は開示部分となり、それらを含む文書は全部不開示ではなく部分開示となるはずである。しかるに「処分説明書」「議事要旨」等「ハラスメント事実」の記載されているはずの文書が一切開示されていない。判断の不適正と思われるので、開示を求める。

ウ 開示文書分類③で陳述書が特定されている。「ハラスメント事実」の記載部分は開示対象ではないか。また日付は開示対象である。なお1名の教授のみ陳述を請求されたようであるが他の1名分の特定がない。不存在ならその旨不開示事由として記載すべきである。

エ 開示文書分類③フローチャート（文書11）の末尾に「不服申立て」が出来る旨規定されている。両教授の処分に係り「不服申立て」文書は一切特定されていない。開示を求める。

なお情報公開担当窓口への問い合わせ結果によると、「処分に係る不服申立て」制度は無く、本フローチャートの記載は錯誤による旨説明があった。重大な錯誤文書を手続きに利用し、処分決定をしていたとは信じられない。よって修正に係る議事録や通知等が存在するはずである。それを開示して欲しい。ただし法令に従い開示請求日以前に作成のものに限る。

オ その他、本件「法人文書開示請求に係る文書一覧（岡大総総第69号）」には特定されたが全部不開示と決定された文書が多数存在する。

上記アないしエの決定様態から判断するに（特にエ）、その不開示部分の多くが「開示相当」と思慮され、決定は杜撰と思われる。原決定を取り消し、迅速かつ適正な再決定を求める。

（2）意見書

異議申立人はa そもそもの法人文書開示請求書（平成27年7月31日付）、及びb 岡山大学原決定である「法人文書部分開示決定通知書」（岡大総総69号、平成27年9月1日付；別紙の文書一覧表3枚）とc 実際にか開示された文書、及びd 異議申立書（平成27年9月16日付）、e 本件諮問に係る岡山大学の理由説明書（平成27年（独情）諮問第66号）を精査した。

本件意見書は上記a、d 書面記載の私の主張を維持している。参照してお読みいただければ幸いです

ア 本件事案は最近になり岡山大学から公式に最新経緯が記者会見等にて公表された。資料1をご覧ください。その他、岡山大学は多数の情報を間接・直接にか開示しており、状況は流動的である。したがって、法5条1号ただし書の規定で「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」等を考慮すると諮問庁の主張

の多くは正当性を失う。また実質的に不開示情報が開示されて周知されている現状を鑑みると諮問庁の主張は再考を要する。

イ 以上を踏まえた上で、理由説明書に付き特に意見を述べさせて頂く。同理由説明書記述内容は大項目で1から4に区分され各中で(1)、(2)等に細区分されている。さて大項目2においては、各文書に個別番号が割り振られている。これは原処分の開示決定通知書別紙の文書一覧表3枚に記載されたものと同一文書群であるが、特定に便利なので今後は「割り振られた個別番号」を用いて記述する。主な問題があるのは大項目の3、4であり以下に説明する。

ウ 大項目の3では「原処分の決定を改めるもの」として文書7-4、文書12、文書20-12、追加文書1点につき記述がある。しかるにこれら文書はいまだに私宛て送付されてきておらず、詳細は一切不明である。諮問庁担当者に問い合わせたところ「現時点で送付する予定はなく、最終的には諮問-答申の結果の後」旨回答があった。この回答の正当性には疑念があり、このため意見書作成が障害されている。ここに不当である旨意見を記載し抗議する。また奇妙なことに資料3として添付した文書は全部開示であったが、その後の開示請求に対しては部分開示にされている。法令など無視し、恣意的に保身と抑圧意図で気ままな決定にはうんざりである。岡山大学には見識や遵法精神はあるのだろうか。

エ 「大項目の4(1)文書の特定について」では「始末書」に関して存否応答拒否を主張している。しかるにこの「始末書」は規約により、被処分者が当然に提出すべき文書であり存否応答拒否は当たらない。個人情報保護を言い訳に実際には密室懲戒審議、私的制裁をしかけ、各方面からの批判をかわそうとしていると思料される。

オ 「大項目の4(1)文書の特定について」末尾で文書11のフローチャートにつき説明している。この件は些細なミスではなく懲戒処分の根幹手続きに係る内容であり、諮問庁の主張はありえない。学長ら幹部には「密室懲戒審議、私的制裁、冤罪を執行」するに、「不服申し立て制度」は邪魔である。よって学長ら裁量権者の私的意向で改変を装った。周囲は気付かず、審議現場で不都合が発覚し当事者らはあわてて取り繕った。開示請求では取り繕いが間に合わず、真相を暴露し後から言い訳に始終した。これが真相であろう。岡山大学特定裁量者は批判封殺目的に、適当な口実を設け「特定職にある教員を解任し、長期懲戒休職し、無期限自宅待機させ、挙句に一般解雇する」(資料1)。この背景には上の様な経緯が自然に想定される。良識者なら「誤判は大きな人権侵害や不信を生じる」ので、冷静かつ客観的に手続きを進め、慎重にシステムを整えるだ

ろう。岡山大学は“真逆”である。反論や対立意見を軽視し、更に懲戒を仕掛け、暴走して虐待する。

特定教員は良心的かつ有力な学術研究者で、岡山大学のエースである。文書11のフローチャートにつき徹底した真相解明を期待したい。

カ 「大項目の4（2）不開示の妥当性について」

岡山大学は妥当性を説明するのにほとんどのケースで法5条1号を引用している。しかるに、岡山大学自身が既に多くの個人情報公表し、また報道機関の取材や記者会見等で資料を配布し、口頭で質疑応答し、結果として公表基準など無関係に、事案の詳細を開示している。なるほど、被処分者が各種の要職についている方であり、個人情報保護にも限界がある。しかも突然の解任と自宅待機であるので、学内そして学外にも説明をせねばならず、結果として多数の学生や多方面の教員に周知することとなった。平凡な一教員の事案とは事情が異なる。よって大学の主張には無理・不自然があり法5条1号は妥当しない。資料1は報道の一例であり、資料3と照らして、明らかに大学の主張は矛盾する。処分の根拠（事実、内規）も曖昧で手続きに疑念が生じる。

キ 「大項目の4（2）不開示の妥当性について」に「公表基準」の引用がある。しかしこの「公表基準」はあくまで基準であり状況によっては、無視され基準となりえない。また裁量的に運用され、上位の指示や慣例・法令に従う等、規範性も曖昧である。本件では、結果として「公表基準」は遵守されておらず妥当もしない。大学が自ら背いている状況さえ示唆される。よって「公表基準」による主張は実態がなく無効である。真相の開示を一番恐れているのは大学幹部ではないのか。一方で虚偽でも仮想でも辻褄を合わせて説明しないと求心力・指導力が欠落し、岡山大学が崩壊するので、幹部は適当な情報を流す。結局矛盾と幹部の造反で躓いてしまった。よって、（2）不開示の妥当性については妥当せず、全て見直し相当である。

ク 「自宅待機命令」は学内規約により懲戒処分的前提としてのみ執行される。本件では「被処分者は懲戒処分該当なし」とされ、別途引っ張り出した「一般解雇（教員資質欠如）」で解雇された。すなわち「自宅待機命令」は学内規定に照らし不当措置である。

なお資質欠如として「刑事告発した」と主張しているが、なんと特定教員本人は「刑事告発していない」と主張されている（資料1）。白黒が明確につく論点であり、こんなレベルの反論が出るなどとは信じられない。現状から判断し、むしろ資質を問われるのは、学長や役員の方々ではないか。この様な弾圧や統制は岡山大学内では日

常に生じているようだが（資料２），常識社会では通用しない。全ては岡山大学特定者の“体質の反映”はないだろうか。大学人として，これらの事態は極めて遺憾である。心より大学理念や理性性の衰退を嘆き危惧せざるを得ない。

（本答申では資料は省略）

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問に至る経緯及び概要

- （１）異議申立人は，処分庁に対し，平成 27 年 7 月 31 日付け「法人文書開示請求書」により，別紙 1 に掲げる文書（本件請求文書）の開示請求を行った。
- （２）処分庁は，本件開示請求に係る一部開示決定をし，同年 9 月 1 日付け岡大総総第 69 号「法人文書部分開示決定通知書」により異議申立人に通知し，同年 9 月 7 日に，写しの送付による開示を実施した。
- （３）異議申立人は，当該決定における文書の特定が不十分であり，かつ不開示部分の多くが開示相当と思慮されるとして，同年 9 月 16 日付け「異議申立書」により，異議申立てを行った。
- （４）本件異議申立てを受け，本学において，再度，決定内容について検討を行った結果，以下「3 原処分の決定を改めるもの」に記載する部分については開示することとしたい。

しかしながら，その余の部分については，以下「2 異議申立てに係る法人文書の名称」に掲げる文書を特定し，その一部を不開示とすることが妥当であると考えため，法 18 条 2 項の規定に基づき，情報公開・個人情報保護審査会に諮問した。

2 異議申立てに係る法人文書

異議申立てに係る法人文書は，文書 1 ないし文書 20-13（本件対象文書）である。

3 原処分の決定を改めるもの

教員懲戒等審査委員会委員名簿（文書 7-4）は，当初の決定で全て不開示としていたが，当該文書のうち，1 号委員は学内規則で明らかになっているため，当該委員に係る事項は開示することとする（ただし，連絡先を除く。）。また，委員の任期についても，委員の特定につながる情報ではなく，これを明らかにすることに特段支障はないと判断したため，開示することとする。

また，文書 12 及び文書 20-12 の「資料 7 平成 12 年以降の岡山大学ハラスメント処分事案」は，当初の決定で「部局」と「事案の概要」の部分を除き開示していた。

不開示としていた「事案の概要」について，異議申立てを受け検討した結果，確かに本学ハラスメント防止委員会のホームページにその一部が公

表されていることが認められることから、公表されている範囲において当該情報を開示することにしたい。

さらに、対象文書の特定をやり直した結果、「陳述書添付資料の送付について」が漏れていたため新たに対象文書に追加し、当該文書の一部を開示することにしたい。

4 異議申立人の主張に対する検討

(1) 文書の特定について

上記1(1)に記載の異議申立人の請求内容のうち、懲戒に係るもの(①及び③)については、本学における教員の懲戒処分に係る手続の流れ(ハラスメント事案の場合)に沿って、別紙の3に掲げるとおり文書を特定した。

異議申立人は、請求内容①に係る文書で「始末書」が特定されておらず、少なくとも特定した上で、開示・不開示の判断をすべきであると主張している。しかしながら、「始末書」は、被処分者の反省の意及び今後の決意を表明させる性質の文書であることを勘案すると、その存否を明らかにすることで、当該者が反省しているかどうかを示すものとなるものであって、存否を答えること自体が機微な個人情報に該当する。

したがって、当該文書の存否を明らかにせず、不開示とすることが妥当と考える。

また、異議申立人は、文書11「資料5 教育職員の懲戒処分に係るフローチャート」から、不服申立てができる旨規定されており、不服申立てに係る文書が一切特定されていないと主張するが、不服申立ての手続はなく、関係文書は存在しない。

異議申立人は、開示実施の際、本学が文書11について間違った資料を送付してしまったことからこのような主張をしているのだが、文書11については、平成27年9月18日付けで既に正しい文書を送付し、差し替え依頼済みであり、誤送付の経緯(※)も説明している。また、文書11のフローチャートは、文書9「資料4-2 国立大学法人岡山大学職員の懲戒等に関する規程」の規定を図示したものであり、文書9の規程から不服申立ての制度がないことは明らかである。

※誤送付の経緯

文書11は、第1回教員懲戒等審査委員会の資料として特定した文書である。委員会資料は、各委員に事前配布し、目を通してもらった上で、委員会当日に持参してもらっている。今回、事前配布した資料5のフローチャートに誤りがあったため、委員会当日に差し替えを行っていた。そのため、本来であれば、差し替え後の資料5を文書11として開示すべきところ、事務用に保管されていた会議資料の差し替えができておらず、差し替え前のものを文書11として開示してしまった。

(2) 不開示の妥当性について

ア 全て不開示とするものについて

本学がその全部を不開示とする文書は次のとおりである。

- ①懲戒処分書（写し）（文書2-2）
- ②処分説明書（写し）（文書2-3）
- ③受領書（文書2-4）
- ④特定事件番号 停職処分停止仮処分申立事件 2件（文書4-2，文書4-3）
- ⑤教員懲戒等審査委員会における進行メモ（文書7-2，文書14-2）
- ⑥ハラスメント防止委員会からの調査報告書（文書7-3，文書20-3）
- ⑦資料6（文書11-2，文書20-11）
- ⑧教員懲戒等審査委員会議事要旨（文書12-2，文書14-3，文書17-2，文書20-13）
- ⑨教員懲戒等審査委員会報告書（文書17-3，文書20-4）
- ⑩教員懲戒等審査委員会委員長発言要旨（文書20-2）
- ⑪陳述請求書（文書20-5）
- ⑫陳述書（文書20-6）

本件開示請求は、特定日A付けで本学ホームページに掲載していたプレスリリース「本学教員に対する懲戒処分に係る停職処分停止仮処分申立に対する裁判所決定について」の情報内容を対象としている。当該仮処分申立は、他の情報と照合することで、一部の者がその申立人（懲戒の被処分者）が誰であるかを特定することが可能であることから、当該事案に係る法人文書は、当該文書から特定個人を識別することができる情報を取り除いたとしても、なお識別可能な個人情報であると言える。

したがって、上記①～⑫に掲げる文書を公にすることは、特定個人の不名誉な情報を公にすることになるため、個人の権利利益を害するおそれがあり、不開示とした。

また、本件懲戒事案は現在、民事訴訟で係争中であり、上記①，②，④，⑥，⑦，⑧，⑨，⑫は、裁判所で保存されている訴訟記録であり、争訟に係る事務に関する文書である。民事訴訟法91条3項では、訴訟記録の謄写等を請求できる者を当事者及び利害関係を疎明した第三者に限っており、訴訟に無関係な第三者が情報公開法又は法を利用して訴訟記録の写しを入手し得るとなると、同項の趣旨に反し、殊に訴訟が係属中のときは、当該訴訟に無関係の第三者により興味本位に訴訟記録の写しを流布されること等により、不必要な

混乱を招くおそれがあり、ひいては当事者たる本学の訴訟事務の適正な執行を著しく困難にするおそれがある。

②，⑥，⑧，⑨は，被処分者及びハラスメント被害者の氏名等及び公表していない非違行為の詳細が記載されており，全体として個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものとして法5条1号に該当する。また，仮に個人が識別できないとしても，なお個人の権利利益を害する情報に該当する。

⑤，⑧，⑩は，本件懲戒事案の審査の過程が記録された文書である。これを開示することは個人のプライバシーの侵害につながりうるだけでなく，委員会における調査の手法，事案処理方針が明らかになり，将来の同種の処分関係事務の公正もしくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがある。また，開示された場合の影響を考慮するあまり，審査の円滑かつ適正な進行に資する資料の作成を躊躇し，又は非違行為にかかわる事実関係や当該行為に対する評価等についての確な記載をすることが困難になって，懲戒権者が公正かつ妥当な処分を行うために必要な情報が十分に得られなくなる事態も予想されることから，法5条4号へに該当し，不開示とした。

⑦の資料6は，作成者から利用制限付きで提供された資料であり，その存在自体を明らかにしないよう要請があったものであるため，法5条2号口に該当し，不開示とした。

⑪の陳述請求書は，被審査人が当該処分に対し不服がある場合に請求するものであり，本来は，陳述請求書の存否自体が個人に関する情報として不開示とすべきものである。しかしながら，全部開示した文書20-10「教育職員の懲戒処分に係るフローチャート」と審査説明書の交付後に懲戒審査委員会が開催されている事実から，陳述請求があったことは推測できるため，存否応答拒否とすることはできないが，当該陳述請求が1人の教員からだけだったのか，両方の教員からあったのかは，既に公にした情報からは推測することはできない。そのため，件数がわからないかたちで文書を特定し，当該文書全てを不開示とした。

⑫の陳述書は，被審査人が自身の主張を述べている書類であり，全体として個人の情報であり，法5条1号に該当し，不開示とした。また，部分開示することで，上記⑪の不開示情報を開示してしまうことになるので，部分開示の余地もない。

イ 部分開示文書の不開示部分について

部分開示とした文書について，不開示とした部分の不開示理由を以下のとおり説明する。

(ア) 文書1の審議事項

議題1については、被処分者の非違行為、懲戒処分に至る経緯及び手続が、当該被処分者の氏名とともに記載されていることから、全体として個人に関する情報であり、法5条1号に該当し、不開示とした。

議題2については、被処分書の特定につながる情報であり、法5条1号に該当するため不開示とした。

- (イ) 文書2の原議書「受信者」欄の被処分者の氏名、「交付証明書」、「交付現認書」様式中の被処分者の氏名、「始末書の提出について（通知）」の被処分者の氏名

被処分者の氏名は、特定の個人を識別する情報であり、法5条1号に該当する。また、「国立大学法人岡山大学における懲戒処分等の公表基準（平成16年4月1日学長裁定。以下「公表基準」という。）」において、被処分者の氏名は、処分量定が懲戒解雇又は諭旨解雇である事案を除き、公表することにはしていないため、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同号ただし書に該当しないため、不開示とした。

- (ウ) 文書2の原議書「受信者（被処分者）」の学系

学系は、当該部局の組織を基礎となる学部別に分けた場合の所属である。公表基準では、個人が識別されない内容のものを基本として公表するとしており、公表する被処分者の所属は、慣例として「部局名」までとしている。本処分事案においても、慣例どおり「部局名」までを公表し、「学系」は公表していないため、法5条1号に該当し、同号ただし書に該当しないものとして不開示とした。

- (エ) 文書2の「懲戒処分書（案）」及び「処分説明書（案）」

本件開示請求は、特定日A付けで本学ホームページに掲載していたプレスリリース「本学教員に対する懲戒処分に係る停職処分停止仮処分申立に対する裁判所決定について」の情報内容を対象としている。当該仮処分申立は、他の情報と照合することで、一部の者がその申立人（懲戒の被処分者）が誰であるかを特定することが可能であることから、当該事案に係る「懲戒処分書（案）」及び「処分説明書（案）」は、当該文書における特定個人を識別することができる情報を取り除いたとしても、なお当該者が識別可能であると言える。したがって、これを開示にすることは、特定個人の不名誉な情報を公にすることになるため、個人の権利利益を害するおそれがあり、不開示とした。

- (オ) 文書6の原議書決裁欄の委員長の印影

懲戒等審査委員会委員は、「国立大学法人岡山大学教員懲戒等審

査委員会要項（平成19年12月13日学長裁定）」において、法務・コンプライアンス担当副学長以外の委員は、学長が指名することになっており、誰が指名されたかは一般公開していない。これは、委員の氏名を公にすることにした場合、①審査の対象者、関係者又は第三者から不当な圧力を受け、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること、また、②審査が終了した後であっても、今後の懲戒審査において、委員が、対象となった者等からの報復や第三者等からの審査結果に対する不当な評価や誹謗中傷を避けるため、委員の就任を断る等の懲戒審査事務の適正な遂行に支障が生じるおそれもあるからである。本件請求については、審査は終了しているが、理由②により法5条4号ホ及びへに該当するものとして不開示とした。

(カ) 文書7-4の1号委員の連絡先

公開されることにより、目的外に利用され業務に支障が生じるおそれがあるため、法5条4号に該当し、不開示とした。

(キ) 文書7-4の1号委員以外の委員に係る事項（任期を除く。）

上記（オ）と同じ理由で不開示とした。

(ク) 文書12の部局名

部局名は、処分年月日や役職等の他の情報と照合することにより、被処分者を特定することができる、又はその手がかりとなる情報である。懲戒処分時の公表では部局名は公表しているが、当該文書の事案は処分の実施及び公表から1年以上経過しており、もはや公にされ、又は公にすることが予定されている情報には当たらないため、法5条1号に該当し、同号ただし書に該当しないため、不開示とした。

(ケ) 文書12の事案の概要の一部

ハラスメント処分事案の概要には、被処分者の非違行為の具体的な記述を含んでおり、当該被処分者及びハラスメント被害者に関する機微情報に該当する。一方で、本学ハラスメント防止委員会のホームページには不祥事の再発防止に資する目的で、被処分者及びハラスメント被害者が特定されないような内容でハラスメント事案の概要の一部が公開されている。そのため、当該ホームページで公表されている範囲の内容は、既に公にされている情報として開示することとしたが、その余の情報については、慣例として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、これを公にすることで被処分者又はハラスメント被害者の特定につながるおそれがあるため法5条1号に該当するものとして不開示とした。

(コ) 文書13の「原議書」決裁欄の委員長印影及び「通知文」の委員

長氏名

上記（オ）と同じ理由で不開示とした。

（サ）文書 15 の「原議書」決裁欄の委員長の印影及び「通知文」の委員長氏名

上記（オ）と同じ理由で不開示とした。

（シ）文書 15 の「原議書」合議欄の被審査者（被処分者）の学系

上記（ウ）と同じ理由で不開示とした。

（ス）文書 15 の「意見書」の被処分者の氏名

上記（イ）と同じ理由で不開示とした。

（セ）文書 17 の被処分者の氏名

上記（イ）と同じ理由で不開示とした。

（ソ）文書 17 の委員の氏名及び印影

上記（オ）と同じ理由で不開示とした。

（タ）文書 18 の「原議書」決裁欄の委員長の印影

上記（オ）と同じ理由で不開示とした。

（チ）文書 18 の「原議書」受信者欄，「交付証明書」，「交付現認書」，「陳述の請求について（通知）」の被処分者の氏名

上記（イ）と同じ理由で不開示とした。

（ツ）文書 18 の「原議書」合議欄の被審査者（被処分者）の学系及び「審査説明書等の交付」の被審査者（被処分者）の学系につながる情報

上記（ウ）と同じ理由で不開示とした。

（テ）文書 18 の「審査説明書（案）」

上記（エ）と同じ理由で不開示とした。

（ト）文書 19 の「原議書」決裁欄の委員長の印影及び「通知文」の委員長氏名

上記（オ）と同じ理由で不開示とした。

（ナ）文書 20 - 12 の部局名

上記（ク）と同じ理由で不開示とした。

（ニ）文書 20 - 12 の事案の概要の一部

上記（ケ）と同じ理由で不開示とした。

以上のとおり，異議申立人の請求に対し，文書 1 から文書 20 - 13 までを特定し，見直しの結果，なお不開示とするとした文書及び部分については，不開示とすることが妥当であると考えている。

なお，新たに特定した文書「陳述書添付資料の送付について（通知）」は，1 頁目は開示することとするが，2 頁目以降の「陳述書添付一覧」と「添付資料」については，次の理由で不開示としたい。

不開示とする理由：

識別可能な個人情報であり、個人の権利利益を害するおそれがあるため法5条1号に該当するため。

また、当該文書は、現在、民事訴訟で係争中の訴訟記録であり、当該訴訟に無関係の第三者により興味本位に訴訟記録の写しを流布されること等により、不必要な混乱を招くおそれがあり、ひいては当事者たる本学の訴訟事務の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため、法5条4号二に該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 平成27年12月24日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成28年1月18日 | 異議申立人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同日 | 審議 |
| ⑤ 同年6月30日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年8月1日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号口並びに4号並びに同号二、ホ及びヘに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであり、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、文書の特定については、「陳述書添付資料の送付について（通知）」を新たに特定すべきであり、本件請求文書の①の例示に該当する文書のうち「始末書」についてはその存否を明らかにしないで開示決定を拒否すべきであるとし、また、本件対象文書の不開示部分については、文書7-4、文書12及び文書20-12の一部を開示すべきであるが、その余の部分はなお不開示を維持すべきであるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 諮問庁は「始末書」については存否応答拒否すべきであるとするとともに「陳述書添付資料の送付について（通知）」を開示請求の対象文書として特定としているので、以下、諮問庁が「始末書」について存否応答拒否すべきであるとしていることの妥当性及び本件対象文書及び「陳述書添付資料の送付について（通知）」の特定の妥当性について

検討する。

(2) 「始末書」について

ア 当審査会において国立大学法人岡山大学職員就業規則（文書8）の記載を確認すると、同規則68条3号に、停職処分の場合は始末書を提出させる旨規定されていることが認められる。

諮問庁は、「始末書」は、被処分者の反省の意及び今後の決意を表明させる性質の文書であることを勘案すると、その存否を明らかにすることで、当該者が反省しているかどうかを示すものとなるものであって、存否を答えること自体が機微な個人情報に該当することから、その存否を明らかにせず、不開示とすることが妥当と考える旨説明しており、これは、被処分者が始末書を提出したという事実の有無は、法5条1号本文後段の不開示情報に該当する旨主張しているものと解される。

イ 被処分者が始末書を提出したという事実の有無の不開示情報該当性について検討すると、当該情報は、それ自体に懲戒処分を受けることとなった理由や始末書の記載内容等に関する具体的な情報を含むものではないことから、被処分者である個人が特定される等といったおそれはおよそ認め難く、また、当該情報が直接個人の権利利益を害するものであるとすべき特段の事情も認められない。

したがって、被処分者が始末書を提出したという事実の有無は、法5条1号に該当するとは認められない。

ウ そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、始末書の提出の有無等について確認させたところ、被処分者から始末書は提出されていないが、これに代えて「上申書」が提出されているとのことであり、その後岡山大学としては特に新たな対応はとっていないため、当該上申書以外に未特定の文書はないとのことである。

上申書については、その取得の経緯に照らし、本件開示請求の対象として特定すべき文書であることは明らかである。また、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、岡山大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として上申書を保有していると認められる。

(3) その他の文書について

その余の文書の特定に係る上記第3の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、また、岡山大学において、本件対象文書、諮問庁が特定すべきとする「陳述書添付資料の送付について（通知）」及び上記の「上申書」の外に、開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとすべき事情も認められない。

(4) 以上のことから、岡山大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として「陳述書添付資料の送付について（通知）」及び「上申書」を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1ないし文書4-3、文書7-3、文書15のうち「委員長の氏名及び印影」を除く不開示維持部分、文書17のうち意見書中の被審査者の氏名、文書17-3、文書18のうち「委員長の印影」を除く不開示維持部分及び文書20-3ないし文書20-6について

当該不開示維持部分は、懲戒処分を受けた個人の氏名又は文書全体若しくは文書中の当該個人に関する情報が記載された部分がそれぞれ一体として、当該個人の氏名等の記載とあいまって、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当該情報については、岡山大学においてこれを公にすることとはしておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号ただし書イには該当しない。加えて、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

法6条2項による部分開示の検討を行うと、氏名、所属等に係る不開示維持部分は特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、同項による部分開示の余地はない。また、その余の不開示維持部分については、これを公にすると、懲戒処分を受けた個人の知人、大学の関係者等一定の範囲の者には個人の特定や推測が可能となる可能性は否定し難く、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条1号に該当し、同条4号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書6、文書7-4のうち役職指定以外の委員の職名、氏名、連絡先及び備考欄の記載、文書13、文書15のうち委員長の氏名及び印影、文書17のうち委員の氏名及び印影、文書18のうち委員長の印影並びに文書19について

諮問庁は、当該不開示維持部分を公にすることとした場合、今後の懲戒審査において、委員が、対象となった者等からの報復や第三者等からの審査結果に対する不当な評価や誹謗中傷を避けるため、委員の就任を断る等、懲戒審査事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある旨説明するところ、この諮問庁の説明は、必ずしもこれを否定し難い。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条4号へに該当し、同号ホ

について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (3) 文書7-2, 文書12-2, 文書14-2, 文書14-3, 文書17-2, 文書20-2及び文書20-13について

当該不開示維持部分について諮問庁は、これを公にすることにより、委員会における調査の手法、事案処理方針が明らかになり、将来の同種の処分関係事務の公正もしくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあり、また、開示された場合の影響を考慮するあまり、審査の円滑かつ適正な進行に資する資料の作成をちゅうちょし、又は非違行為に関わる事実関係や当該行為に対する評価等についての的確な記載をすることが困難になって、懲戒権者が公正かつ妥当な処分を行うために必要な情報が十分に得られなくなる事態も予想されることから、法5条4号へに該当する旨説明するところ、この諮問庁の説明は、必ずしもこれを否定し難い。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条4号へに該当し、同条1号及び4号二について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (4) 文書7-4のうち役職指定の委員の連絡先について

当該不開示維持部分は、役職指定の委員(副学長)の通常公にしている連絡先であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され業務に支障を来すなど、岡山大学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

- (5) 文書11-2及び文書20-11について

当該文書について諮問庁は、作成者から利用制限付きで提供された資料であり、その存在自体を明らかにしないよう要請があったものである旨説明する。また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、当該文書は特定機会に特定機関より岡山大学に上記条件を付して提供されたものであって、特定機関も当該文書を公にしてはならない旨説明する。

当該文書の記載内容に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、当該不開示維持部分は、法5条2号ロに該当すると認められ、同条1号及び4号二について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (6) 文書12及び文書20-12について

当該不開示維持部分には懲戒処分等の対象とされた個人の氏名等直接に当該個人を識別できる部分は含まれていないが、これを公にすると、当該個人の知人、大学の関係者等一定の範囲の者には個人を特定できることとなる可能性は否定し難く、また、個人が特定された場合には、当該個人に係る具体的な情報が併せて知られることとなってその権利利益

を害するおそれがあり、法5条1号本文後段に該当すると認められる。また、当該不開示維持部分に記載された情報は、同号ただし書イに規定する法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号ロ並びに4号並びに同号ニ、ホ及びヘに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、「陳述書添付資料の送付について（通知）」を対象として改めて開示決定等をすべきであり、「始末書」につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであるとしていることについては、当該情報は同号に該当するとは認められないので、諮問庁が「始末書」の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであるとしていることは妥当ではなく、岡山大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として「上申書」を保有していると認められるので、「陳述書添付資料の送付について（通知）」に加えて、これを対象として改めて開示決定等をすべきであり、また、諮問庁がなお不開示を維持すべきとしている部分については、同条1号、2号ロ並びに4号柱書き及びヘに該当すると認められるので、同号ニ及びホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

岡山大学ホームページで公開している「本学教員に対する懲戒処分に係る停職処分停止仮処分申立に対する裁判所決定について」の情報内容に係る法人文書の一切。

具体的に例示すると：（「」内は公表の字句・趣旨）

- ① 「特定研究科教授 2 名への，特定日 B 付け停職特定期間の懲戒処分」に係り岡山大学として作成ないし入手された一切の文書
- ② 「特定日 A，岡山地方裁判所の決定及び同決定に至る裁判所の判断」に係り岡山大学として作成ないし入手された一切の文書
- ③ 【学長コメント】「教員懲戒等審査委員会において厳正に審査」に係り岡山大学として作成ないし入手された一切の文書

2 本件対象文書

- 文書 1 臨時役員会議事要旨
- 文書 2 懲戒処分について（伺）
- 文書 2 - 2 懲戒処分書（写し）
- 文書 2 - 3 処分説明書（写し）
- 文書 2 - 4 受領書
- 文書 3 交付証明書
- 文書 4 交付現認書
- 文書 4 - 2 特定事件番号 停職処分停止仮処分申立事件
- 文書 4 - 3 特定事件番号 停職処分停止仮処分申立事件
- 文書 5 本学教員による停職処分停止仮処分申立に対する岡山地方裁判所の決定について
- 文書 6 第 1 回教員懲戒等審査委員会の開催について（通知）
- 文書 7 第 1 回教員懲戒等審査委員会議題
- 文書 7 - 2 進行メモ
- 文書 7 - 3 資料 1 ハラスメント防止委員会からの調査報告書
- 文書 7 - 4 資料 3 教員懲戒等審査委員会委員名簿
- 文書 8 資料 4 - 1 国立大学法人岡山大学職員就業規則（抄）
- 文書 9 資料 4 - 2 国立大学法人岡山大学職員の懲戒等に関する規程
- 文書 10 資料 4 - 3 国立大学法人岡山大学教員懲戒等審査委員会要項
- 文書 11 資料 5 教育職員の懲戒処分に係るフローチャート
- 文書 11 - 2 資料 6 （文書名不開示）
- 文書 12 資料 7 平成 12 年以降の岡山大学ハラスメント処分事案
- 文書 12 - 2 第 1 回教員懲戒等審査委員会議事要旨

- 文書 1 3 第 2 回教員懲戒等審査委員会の開催について（通知）
- 文書 1 4 第 2 回教員懲戒等審査委員会議題
- 文書 1 4 - 2 進行メモ
- 文書 1 4 - 3 第 2 回教員懲戒等審査委員会議事要旨
- 文書 1 5 第 3 回教員懲戒等審査委員会の開催について（通知）
- 文書 1 6 教員のハラスメントについて（見解）
- 文書 1 7 意見書
- 文書 1 7 - 2 第 3 回教員懲戒等審査委員会議事要旨
- 文書 1 7 - 3 報告書
- 文書 1 8 審査説明書の作成及び交付並びに陳述請求の通知について
（伺）
- 文書 1 9 第 4 回教員懲戒等審査委員会の開催について（通知）
- 文書 2 0 第 4 回教員懲戒等審査委員会議題
- 文書 2 0 - 2 委員長発言要旨
- 文書 2 0 - 3 資料 1 ハラスメント防止委員会からの調査報告
- 文書 2 0 - 4 資料 2 調査委員会調査報告書
- 文書 2 0 - 5 資料 3 - 1 陳述請求書
- 文書 2 0 - 6 資料 3 - 2 陳述書
- 文書 2 0 - 7 資料 4 - 1 国立大学法人岡山大学職員就業規則（抄）
- 文書 2 0 - 8 資料 4 - 2 国立大学法人岡山大学職員の懲戒等に関する
規程
- 文書 2 0 - 9 資料 4 - 3 国立大学法人岡山大学教員懲戒等審査委員会
要項
- 文書 2 0 - 1 0 資料 5 教育職員の懲戒処分に係るフローチャート
- 文書 2 0 - 1 1 資料 6 （文書名不開示）
- 文書 2 0 - 1 2 資料 7 平成 1 2 年以降の岡山大学ハラスメント処分事
案
- 文書 2 0 - 1 3 第 4 回教員懲戒等審査委員会議事要旨
- （注）文書名は開示決定通知書の記載による。

3 教員の懲戒処分に係る手続の流れ（ハラスメント事案の場合）と特定した文書（諮問庁の説明）

教員の懲戒処分に係る手続の流れ	請求	特定した文書
a ハラスメント防止委員長から 学長に報告	③	文書 7 - 3
b 部局長の見解等の求め（必要が ある場合）	③	文書 1 6

c 教員懲戒等審査委員会における審査	③	文書6～文書15, 文書17～文書17-2
d 教員懲戒等審査委員会の審査結果	③	文書17-3
e 被処分者に審査説明書の交付	③	文書18
f 被処分者の陳述（被処分者が請求した場合）	③	文書20-5, 文書20-6
g 被処分者の陳述を受けた検討	③	文書19～文書20-13
h 教員懲戒等審査委員会の審査結果（陳述内容を検討した最終審査結果）	③	文書17-3
i 懲戒処分の決定	①	文書1, 文書2
j 懲戒処分書及び処分説明書の交付	①	文書2-2～文書4
k 裁判所の決定	②	文書4-2, 文書4-3, 文書5

（注）「請求」欄は、本件請求文書中の例示部分のいずれに対応するものであるかを記載したものである。

4 本件対象文書の不開示部分

	不開示部分	不開示理由
文書1	審議事項	法5条1号
文書2	原議書「受信者」欄の被処分者の氏名, 「交付証明書」, 「交付現認書」様式中の被処分者の氏名, 「始末書の提出について（通知）」の被処分者の氏名, 「受信者（被処分者）」の学系, 懲戒処分書（案）及び処分説明書（案）	法5条1号
文書2-2	全部	法5条1号及び4号二
文書2-3	全部	法5条1号及び4号二
文書2-4	全部	法5条1号
文書3	被処分者の氏名	法5条1号

文書 4	被処分者の氏名	法 5 条 1 号
文書 4 - 2	全部	法 5 条 1 号及び 4 号二
文書 4 - 3	全部	法 5 条 1 号及び 4 号二
文書 5	なし	—
文書 6	委員長の印影	法 5 条 4 号ホ及びヘ
文書 7	なし	—
文書 7 - 2	全部	法 5 条 1 号及び 4 号ヘ
文書 7 - 3	全部	法 5 条 1 号及び 4 号二
文書 7 - 4	① 役職指定の委員の連絡先	法 5 条 4 号
	② 役職指定以外の委員の職名, 氏名, 連絡先及び備考欄の記載	法 5 条 4 号ホ及びヘ
文書 8	なし	—
文書 9	なし	—
文書 10	なし	—
文書 11	なし	—
文書 11 - 2	全部	法 5 条 1 号, 2 号ロ及び 4 号二
文書 12	部局名, 事案の概要のうち公表されていない部分	法 5 条 1 号
文書 12 - 2	全部	法 5 条 1 号並びに 4 号二及びヘ
文書 13	委員長の氏名及び印影	法 5 条 4 号ホ及びヘ
文書 14	なし	—
文書 14 - 2	全部	法 5 条 1 号及び 4 号ヘ
文書 14 - 3	全部	法 5 条 1 号並びに 4 号二及びヘ
文書 15	① 原議書中の被審査者の所属学系が分かる部分, 意見書中の被審査者の氏名	法 5 条 1 号
	② 委員長の氏名及び印影	法 5 条 4 号ホ及びヘ
文書 16	なし	—
文書 17	① 意見書中の被審査者の氏名	法 5 条 1 号

	②委員の氏名及び印影	法5条4号ホ及びへ
文書17-2	全部	法5条1号並びに4号二及びへ
文書17-3	全部	法5条1号及び4号二
文書18	①委員長の印影	法5条4号ホ及びへ
	②「原議書」受信者欄, 「交付証明書」, 「交付現認書」, 「陳述の請求について(通知)」の被処分者の氏名, 「原議書」合議欄の被審査者(被処分者)の学系及び「審査説明書等の交付」の被審査者(被処分者)の学系につながる情報並びに審査説明書(案)	法5条1号
文書19	委員長の氏名及び印影	法5条4号ホ及びへ
文書20	なし	—
文書20-2	全部	法5条1号及び4号へ
文書20-3	全部	法5条1号及び4号二
文書20-4	全部	法5条1号及び4号二
文書20-5	全部	法5条1号
文書20-6	全部	法5条1号及び4号二
文書20-7	なし	—
文書20-8	なし	—
文書20-9	なし	—
文書20-10	なし	—
文書20-11	全部	法5条1号, 2号ロ及び4号二
文書20-12	部局名, 事案の概要	法5条1号
文書20-13	全部	法5条1号並びに4号二及びへ